

狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある方に、費用の一部を補助します。

【補助対象】

下記の全てに該当する方

- ①町内に住所を有しており、交付申請日現在で年齢が65歳未満の方
- ②町税等を完納している方
- ③新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得する方
- ④免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方

【補助金額】

- 第一種銃猟(2名) 上限200,000円
- わな猟(2名) 上限50,000円

※補助の中には、免許取得や関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。
銃本体の購入および免許の再取得は対象になりません。

【申請書類】

交付申請書、誓約書、町税に滞納のない証明書、本人確認書類(写し)

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入し国民年金保険料を納付しなければなりません。しかしご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象者となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生等で、前年所得が基準額以下であることが条件です。

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

【申請に必要な添付書類】

学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類

在学期間がわかる在学証明書の原本、または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写しなど

※失業等の理由により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しなどが必要になります。

○問合せ
熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、
事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 **0570-05-4890**